

(5) 危険物の種類又は貨物区域の種類に応じた特別要件の適用を定めた 3 つの表 (R 編 6 章の表 R6.1, 表 R6.2 及

び表 R6.3) を SOLAS に倣って改めた。

### XIII. 鋼船規則 R 編及び同検査要領における改正点の解説 (ヘリコプタ甲板の消防設備関連)

#### 1. はじめに

平成 10 年 7 月 1 日付け規則第 27 号(日本籍船用。外国籍船用は、規則第 34 号)により鋼船規則 R 編及び同日付け達第 29 号(日本籍船用。外国籍船用は、達 34 号)により同検査要領のヘリコプタ甲板の消防設備に関連する規定が改正された。本改正は、平成 10 年 7 月 1 日付けにて施行された。以下、改正された内容について解説する。

#### 2. 改正の背景

ヘリコプタ甲板の消防設備について、IMO 第 20 回総会において船上ヘリコプタ施設に関する指針 (Res.A.855(20)) が採択され、1974 年 SOLAS 条約改正 II-2 章第 18 規則 8 項もそれを引用するよう改正され、1998 年 7 月 1 日以降建造される船舶に適用されることとなった。本件に関して鋼船規則検査要領には ICS (International Chamber of Shipping) のガイドラインに従って規定されていたが、それを IMO で定めた要件に合わせることにした。

#### 3. 改正の内容

主な改正内容は以下のとおりである。

(1) 鋼船規則 R 編 1 章にヘリコプタ甲板及びヘリコプタ施設の定義を追加した。なお、IMO Res.A.855(20) では、ヘリコプタ甲板はヘリコプタが着陸する甲板としているが、ヘリコプタからのウィンチング操作する場合も多くあるため、ヘリコプタ着陸甲板とウィンチング甲板の 2 種類定義し、鋼船規則検査要領にそれぞれ図示することとした。また、ヘリコプタ施設の定義も規定した。

(2) ヘリコプタ甲板の防火構造及び脱出設備について、Res.A.855(20) の内容を鋼船規則 R 編 1 章に規定した。

(3) 鋼船規則 R 編 5 章のヘリコプタ甲板及びヘリコプタ施設に関する消防設備の規定を改正した。

##### (a) 消防設備

ヘリコプタ着陸甲板の泡放射装置について、その能力をヘリコプタの全長に応じその放出率を定めた。なお、ウィンチング甲板については、旧規則で要求される内容と同様の能力を要求することとした。

##### (b) 消防用備品について

Res.A.855(20) にて要求される備品には、火災を起こしたヘリコプタ内の人を救命するための備品である自在レンチ、ボルトカッター、フック、金のこ、はしご(脚立)、救命索、プライア、ドライバーセット及びナイフを要求することとした。本備品についての詳細は規則では記述していないが、ヘリコプタ運航会社には、ヘリコプタの機種、大きさに応じ、標準的なものを定めているので、ヘリコプタ甲板を有する船舶を設計する場合にはそれを参考にすればよいと考える。

##### (c) ヘリコプタ着陸甲板からの排水設備について

ヘリコプタ着陸甲板の排水設備について、Res.A.855(20) のとおり当該甲板から直接船外に排水できる設備を要求することとした。

(d) ヘリコプタ燃料供給設備及びヘリコプタ格納施設を設ける場合の留意事項(配置、油の漏洩対策、タンクの保護、ポンプ、消防設備、電気機器類等)について、Res.A.855(20) のとおり規定した。

### XIV. 鋼船規則 R 編及び同検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領における改正点の解説 (FTP Code 関連)

#### 1. はじめに

以下の規則及び達により、鋼船規則 R 編及び同検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領の防火構造材料に関する要件の一部が改正された。以下、改正された規則について解説する。

(1) 平成 10 年 7 月 1 日付け規則第 34 号並びに達第 34 号及び第 36 号(外国籍船舶)

(2) 平成 10 年 7 月 1 日付け規則第 27 号並びに達第 29 号及

び第 33 号(日本籍船舶)

(3) 平成 10 年 12 月 25 日付け規則第 47 号並びに達第 51 号及び第 53 号(外国籍船舶)

(4) 平成 10 年 12 月 25 日付け規則第 50 号並びに達第 54 号及び第 59 号(日本籍船舶)

#### 2. 改正の背景

##### 2.1 平成 10 年 7 月 1 日改正について

1996 年の 12 月に開催された IMO MSC67 において、